

熊本県公報

第 1 1 4 5 3 号
平成 18 年 9 月 6 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による施術者の指定……………(社会福祉課) 1
 - 漁船保険義務加入の同意の承認……………(団体支援総室) 1
 - 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……………(会 計 課) 1
 - 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課) 2
 - 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
 - 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
 - " (介護予防通所介護)……………(") 2
 - 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 3
- 公 告**
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 3
 - 平成 18 年度クリーニング師試験の実施……………(業務衛生課) 3
 - 平成 18 年度砂利採取業務主任者試験実施要領……………(産業支援課) 4
- 登 載 依 頼**
- 運転免許取得者教育の認定……………(警察本部運転免許課) 5

告 示

熊本県告示第 907 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条において準用する第 49 条の規定により、
施術者を次のように指定した。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[施術者 (柔道整復)]

指 定 番 号	施 術 所 名 称	施 術 者	施 術 所 所 在 地	指 定 年 月 日
生熊柔個 27	H.B.C 整骨院八代	松永 教史	八代市建馬町 3-1 2F	平成 18 年 7 月 10 日

熊本県告示第 908 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条の 2 第 2 項及び
漁船損害等補償法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。) 第 26
条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定
する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 9 月 6 日熊本県告示第 674 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損
害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 9 月 5 日限
り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

三角加入区

熊本県告示第 909 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領 (昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11) の一部を
次のように改める。

別表第 1 肥後銀行高森支店の項中「熊本県信用組合白水支店」を削り、同表肥後銀行隈
庄支店の項を削り、同表肥後銀行八代支店の項中「熊本県信用組合八代南支店」を削り、同

表肥後銀行湯前支店の項を削る。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

熊本県告示第 910 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に有良な興行として平成 18 年 8 月 28 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	花田少年史（松竹） THE WINDS OF GOD（松竹）	少年を健全に育成するうえで有益である。

熊本県告示第 911 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	218 号	同 所	前	24.6	45.2	廃道処分
			後	36.9		
前	19.2	45.2				
後	36.1					

2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 6 日

熊本県告示第 912 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターすずらん 人吉市瓦屋町 1174 番地 2	有限会社介護生活研究所	平成 18 年 8 月 29 日

熊本県告示第 913 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターすずらん 人吉市瓦屋町 1174 番地 2	有限会社介護生活研究所	平成 18 年 8 月 29 日

熊本県告示第 914 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市有明町赤崎字肥前 319 の 1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 671 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字宮ノ本 2001 番 1
480.01 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市花立一丁目 2 番 10 号
日當 徹
熊本市花立一丁目 2 番 10 号
日當 さつき

熊本県公告第 672 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 18 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 18 年 10 月 22 日（日）
 - ア 学科試験 午前 10 時から正午まで
 - イ 実地試験 午後 1 時から
 - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市上熊本二丁目 6 番 7 号）
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験
 - ア 洗たく物の処理に関する知識及び技能
 - (ア) 繊維の鑑別
 - (イ) しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
 - (ウ) 薬品の鑑別
 - (エ) 長袖ワイシャツ蒸気アイロン仕上げ
 - ※ 1 蒸気アイロン及び長袖ワイシャツは、熊本県で準備する
 - ※ 2 アイロン仕上げの際にノリは使用しない
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 154 号）附則第 5 項に規定する旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると

- 認められる者
- 4 受験手続
- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
熊本県健康福祉部薬務衛生課、各保健所及び熊本市保健所で配布する。ただし、
県外に住所を有する受験希望者においては郵送での配布も行う。この場合、封筒の
表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120 円切
手を貼付した返信用封筒（角型 2 号：A4 サイズ）を同封のうえ、熊本県健康福祉部
薬務衛生課（〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）に請求すること。
- (2) 提出書類
- ア 願書
- イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合、併せて原本も願書提出先に提出し、原本と相違ない旨
の確認を受けること（確認後、原本は返却する）。
また、卒業証明書の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている
場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本
（又は抄本）も提出すること。
- ウ 写真 1 枚
出願前 6 か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦 5 センチメートル、横
4.5 センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の氏名を記入し、写真票の
所定の欄に貼付すること。
- (3) 受験手数料 7,600 円
- (4) 受験手数料の納入方法
願書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼付すること。
- (5) 願書等の提出先
熊本市に住所を有する受験希望者においては熊本市保健所、それ以外の受験希望
者においては熊本市保健所を除く県内いずれかの保健所へ提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者においては、熊本県健康福祉部薬務衛生課
（〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）へ提出すること。
- (6) 願書の受付期間
平成 18 年 9 月 11 日（月）から平成 18 年 9 月 25 日（月）まで（土曜日、日曜日
及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、郵送による場合は、平成 18 年 9 月 25 日（月）までの消印のあるものに限
り受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部薬務衛生課から願書記載の受験者
現住所へ送付する。
- 5 合格基準
- (1) 学科試験
3 科目の合計得点が満点の 6 割以上であること。（ただし、1 科目でも満点の 4 割
未満の場合は不合格とする。）
- (2) 実地試験
4 科目の合計得点が満点の 6 割以上であること。（ただし、1 科目でも満点の 4 割
未満の場合は不合格とする。）
- 6 合格者の発表
平成 18 年 11 月 15 日（水）午前 10 時に、合格者の受験番号を県庁本館 1 階ロビー及
び県下各保健所に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による照会には一切応じない。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部薬
務衛生課（電話 096-333-2245）に行うこと。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保
護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条の規定に基づき、合格発表の日から
1 か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで熊本
県健康福祉部薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
- (3) 受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受け
なかった場合でも返還しない。

熊本県公告第 673 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条の規定に基づく知事が行う平成 18 年度砂
利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 43 年通商産
業省令第 80 号）第 8 条の規定に基づき次のとおり実施する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
平成 18 年 11 月 10 日（金）
午前 10 時から正午まで

- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 7 階 701 会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する関係法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書の受付期間等
平成 18 年 10 月 16 日（月）から平成 18 年 10 月 27 日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、10 月 27 日までの消印があるものに限って受け付ける。
- 5 提出書類
(1) 受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼ること。）
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
(5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により 8 千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求及び提出先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県商工観光労働部産業支援課資源班
電話 096-333-2322（ダイヤルイン）

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 24 号

道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 2 項の規定に基づき、同法第 108 条の 32 の 2 第 1 項に規定する運転免許取得者教育の認定に係る教育課程を次のとおり告示する。

平成 18 年 9 月 6 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 1 施設の名称、所在地、代表者氏名、課程の区分及び課程の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称及び所在地	代表者氏名	課程の区分	課程の名称	認定年月日
熊本自動車学園（熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号）	吉山齊一	・運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定規則」という。）第 1 条第 8 号に掲げる課程	レベルアップコース	平成 18 年 8 月 28 日

- 2 この告示は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

